平成２１年（フ）第１５６６号
千葉市若葉区原町792番地１　ラフィネ西都賀403号
債務者　吉住　和子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７８号
福井県小浜市小浜広峰112番地の４
債務者　井関惠美子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第３６３８号
名古屋市港区川間町１丁目39番地　三幸荘18号
債務者　林　　伸彦
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７８４号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘３棟107号
債務者　田村　常子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７号
愛知県愛西市二子町丸島114番地１
債務者　棚橋　和美
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９５０３号
大阪府池田市緑丘２丁目３番５号
債務者　木村　千秋
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５４２号
大阪市中央区高麗橋２丁目３－６　リビオ北浜高麗橋1310号室、住民票上の住所滋賀県大津市雄琴北２丁目12番20号
債務者　廣田　　豊
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５６４号
大阪市浪速区難波中３丁目16番11―407号
債務者　佐々木弘實
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５８０号
大阪市住吉区山之内１丁目27番19号
債務者　上川　眞治
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５８１号
大阪市住吉区山之内１丁目27番19号
債務者　上川　由美
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６１５号
大阪府豊中市庄内西町２丁目１番６―503号
債務者　下川　裕之
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９３４号
大阪府高槻市宮野町９番31号
債務者　髙木　国昭
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００９２号
大阪府豊中市原田元町２―３―11　ラフレシア曽根203号室、住民票上の住所大阪府豊中市曽根西町２丁目19番24号
債務者　岸本　和子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１２４号
大阪市住吉区東粉浜１丁目１番21―507号
債務者　京村　愛美（旧姓後藤・藤原）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１３４号
大阪市東淀川区豊新３丁目３番２号　シャンボール豊新203号
債務者　吉田　孝美
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３０５号
大阪市淀川区塚本６丁目11番８号
債務者　塚本　秀伸
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４３７号
大阪府豊中市末広町３丁目12番１―205号
債務者　加藤　　章
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部